

静岡県告示第733号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の規定により次の区域を公共海岸に指定する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川勝平太

静岡県駿河湾沿岸榛原海岸

基点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12の各点を順次結んだ線及び基点12、基点1の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基準点 牧之原市細江字青地1260番1地先の四等三角点細江

(北緯34度45分00秒、東経138度14分13秒)

| | | | |
|------|--------|------------|----------------|
| 基点1 | 基準点から | 148度59分32秒 | 1236.07メートルの地点 |
| 基点2 | 基点1から | 225度02分44秒 | 11.56メートルの地点 |
| 基点3 | 基点2から | 230度30分57秒 | 11.68メートルの地点 |
| 基点4 | 基点3から | 230度15分26秒 | 44.71メートルの地点 |
| 基点5 | 基点4から | 229度57分34秒 | 200.20メートルの地点 |
| 基点6 | 基点5から | 230度06分58秒 | 199.78メートルの地点 |
| 基点7 | 基点6から | 230度28分28秒 | 200.11メートルの地点 |
| 基点8 | 基点7から | 230度20分05秒 | 27.58メートルの地点 |
| 基点9 | 基点8から | 215度38分52秒 | 40.28メートルの地点 |
| 基点10 | 基点9から | 50度21分48秒 | 232.20メートルの地点 |
| 基点11 | 基点10から | 50度21分49秒 | 167.25メートルの地点 |
| 基点12 | 基点11から | 50度00分22秒 | 316.43メートルの地点 |